

参考

宇都宮市児童相談所の 設置に係る基本方針（案）

令和6年●月

宇都宮市

はじめに

全国的に、児童虐待相談対応件数が過去最多となるなど、子どもを取り巻く環境が深刻化するとともに、子どもの貧困やヤングケアラーなど子どもや子育て家庭が抱える問題が複雑・多様化する中、子どもたちが人間力を高めながら、安心して、健やかに成長するためには、地域社会が一体となり、市民一人ひとりが主体的に子どもを守り・育てる行動を実践していくことが重要です。

平成28年には、虐待等の早期発見と迅速な対応を目的として、「児童福祉法」が改正されたほか、令和4年には、「新たな虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定され、児童相談所の体制強化に向け、専門職を増員していく考えが示されました。

宇都宮市においては、令和5年4月にこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉を一体的に実施するなど、寄り添い型の支援体制の強化に取り組んできたところですが、児童虐待が大きな社会問題となる中、市や民間などの関係機関の連携の下、本市の迅速な意思決定により、子どもたちをより迅速に支援することができるよう、本市独自の児童相談所を設置することとしました。

そこで、令和5年4月に、児童相談所の設置に係る検討や、設置後における県と宇都宮市の児童相談所の緊密な連携を図るため、「児童相談所に係る栃木県・宇都宮市の連携推進会議」を設置したほか、10月には、有識者や関係団体の代表者で構成する「宇都宮市児童相談所のあり方検討懇談会」を設置し、職員配置や施設整備などについて、専門的見地からご意見をいただきながら、児童相談所の設置に向けた検討を進めてきたところです。

このような検討経過を踏まえ、今般、宇都宮市として、本市の行政区域を管轄する児童相談所を設置するにあたり、本市の子ども行政を取り巻く課題や地域特性を踏まえ、本市にふさわしい児童相談所の設置に向けた基本的な考え方を示す「宇都宮市児童相談所の設置に係る基本方針」を策定しました。

今後は、この基本方針に基づき、本市にふさわしい児童相談所の設置・運営に向け、引き続き、より具体的な検討を進めてまいります。

目次

第1章 基本方針の策定について

| | |
|----------------|----|
| 1 策定の目的 | 1 |
| 2 児童相談所の役割等 | 2 |
| 3 これまでの検討経過 | 3 |
| 4 これまでの取組と課題 | 4 |
| (1) これまでの本市の取組 | 4 |
| (2) 現状と課題 | 5 |
| 5 児童相談所設置の効果 | 7 |
| 6 基本方針の位置づけ | 8 |
| 7 策定に向けた考え方等 | 9 |
| (1) 基本的な考え方 | 9 |
| (2) 策定体制 | 9 |
| 8 基本方針の構成 | 10 |

第2章 方針

| | |
|-----------------------|----|
| 1 基本理念 | 11 |
| (1) 基本理念の考え方 | 11 |
| (2) 盛り込むべき視点 | 12 |
| (3) 本市児童相談所の基本理念 | 12 |
| 2 基本的機能 | 13 |
| (1) 児童相談所の基本的機能 | 13 |
| (2) 一時保護所の設置について | 14 |
| (3) 一時保護所の設置に係る検討 | 17 |
| 3 設置・運営の考え方 | 18 |
| (1) 設置・運営の基本的な考え方 | 19 |
| (2) 児童相談所と各機関の複合化について | 20 |
| (3) 県児童相談所と本市の連携状況 | 22 |
| (4) 複合化の考え方 | 22 |
| 4 施設整備に関するコンセプト | 23 |

| | |
|----------------------|-----------|
| 5 組織・職員体制 | 24 |
| (1) 児童相談所における業務の流れ | 24 |
| (2) 組織体制の考え方 | 25 |
| (3) 職員体制の考え方 | 27 |
| (4) 組織・職員体制に係る検討 | 29 |
| 6 人材の確保・育成 | 30 |
| (1) 人材の確保に係る考え方 | 30 |
| (2) 人材の育成に係る考え方 | 30 |
| (3) 想定される派遣研修先 | 31 |
| 7 候補地の考え方 | 32 |
| (1) 児童相談所の管轄区域に関する政令 | 32 |
| (2) 候補地の選定に係る考え方 | 32 |
| (3) 候補地に係る検討 | 32 |

第3章 今後の進め方

| | |
|-----------------------|-----------|
| 1 基本計画における検討事項 | 34 |
| 2 工程表の整理 | 35 |

[資料編]

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 1 児童相談所のあり方に係る検討体制 | 36 |
| 2 児童相談所における専門職の任用要件及び配置基準 | 37 |
| 3 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の概要 | 39 |

第1章 基本方針の策定について

1 策定の目的

本市では、子どもの命を守り、健やかな成長を支えるため、県と緊密な連携を図りながら、児童虐待防止への対応に取り組んでいますが、児童人口が減少傾向にある中、児童虐待相談対応件数は増加しており、更なる対策の強化が必要です。

児童相談所の設置に当たっては、「寄り添い型の支援と公権力を伴う子どもの保護などの介入を同一機関で実施することにより、保護者との関係性の構築に支障が生じる懸念があること」、「専門職をはじめとした多くの人材の確保」、また、「児童相談所の設置や運営のための財源の確保」といった、大きく3つを課題として捉え、これらの課題について、児童相談所を設置している中核市への視察結果等を踏まえながら検討を進めてきました。

そのうち、まず、「同一機関における支援と介入の実施」については、先進地の事例等を参考とし、それぞれの組織を区分することにより、子どもの安全確保を最優先としながら、保護者との信頼関係を構築していくことができるものと考えます。

次に、「人材の確保」については、児童福祉司や児童心理司などの専門職の育成に時間を要することから、県への協力要請を含め、計画的に確保・育成を進めていくことで対応が可能になるものと考えます。

最後に、「財源の確保」については、国の法令の整備や財政支援の拡充が進んでいることから、これらの支援を最大限活用することで、設置や運営の見通しが立つものと考えます。

また、本市が児童相談所を設置することで、迅速な意思決定の下、虐待が疑われる子どもへの速やかな対応が可能となるほか、基礎自治体として、さらには、保健と福祉の責任と権限を持つ中核市としての強みを生かしながら、切れ目がない支援を実施することが可能となるなど、様々な効果が見込まれるものと考えます。

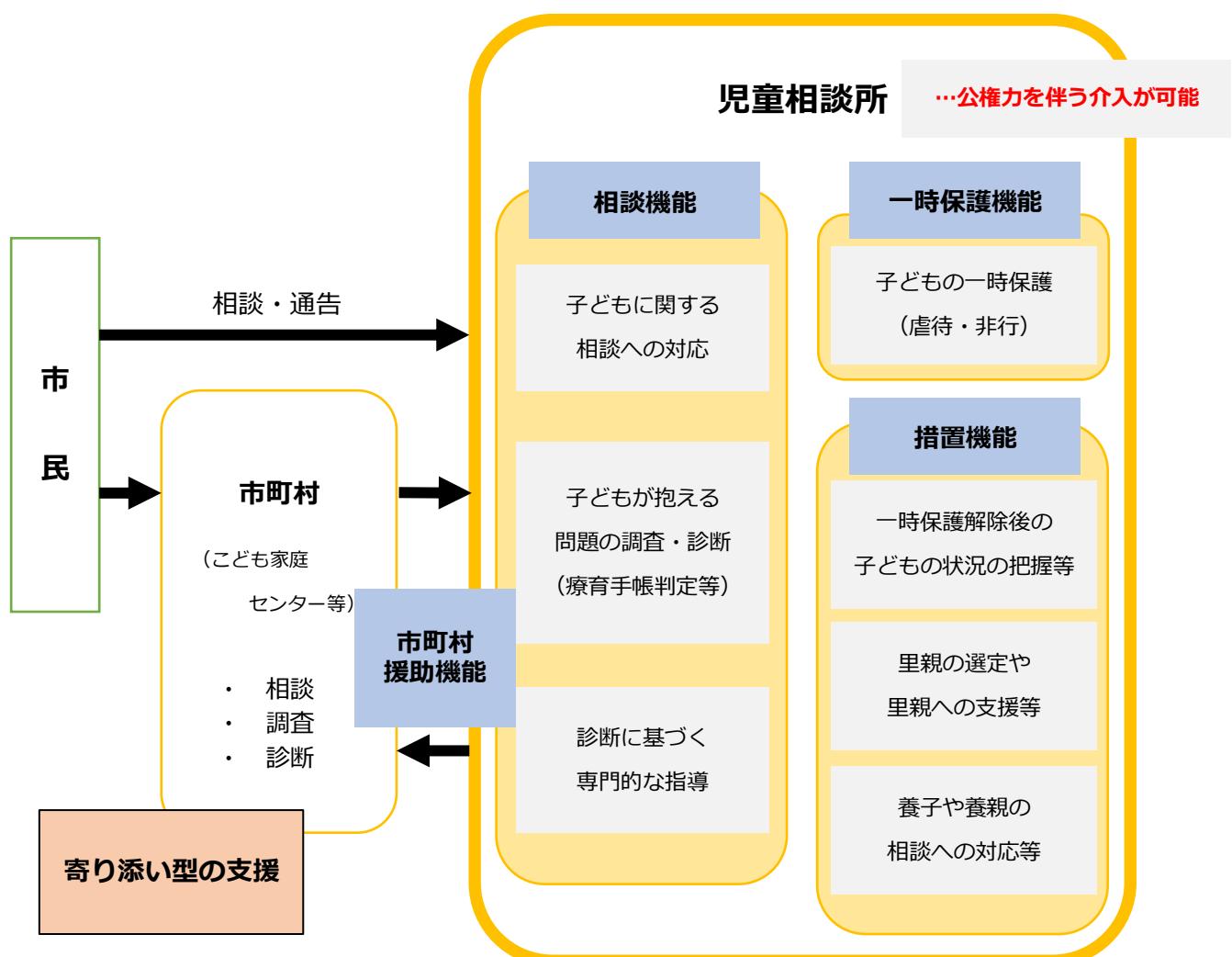
このようなことから、本市では、付加する機能や施設規模、組織体制のほか、人材の確保・育成計画など、本市にふさわしい児童相談所の設置に向け、基本方針を策定することとしました。

この基本方針は、本市の児童福祉行政を取り巻く課題や地域特性を踏まえ、本市が独自の児童相談所を設置するための基本的な考え方を示すものであり、本市における児童相談所の位置付けや運営方針を明確にするとともに、本市児童相談所の基本理念などについて、明らかにします。

2 児童相談所の役割等

児童相談所には、以下の4つの機能があります。①「相談機能」は、子どもに関する相談への対応や療育手帳の判定など、②「一時保護機能」は、子どもの緊急的な一時保護、③「措置機能」は、一時保護解除後の子どもの状況把握や里親の選定・支援などを行います。また、児童相談所は、市町村が実施する「寄り添い型の支援」等に対する④「市町村援助機能」も有しています。

本市では、これまで「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子どもや子育て家庭に心理職等の専門的な支援を行うとともに、「こども家庭センター」設置による母子保健と児童福祉の一体的な支援に取り組んできたところです。今後、本市が独自に児童相談所を設置することにより、このような寄り添い型の支援に加え、「公権力を伴う介入」が可能になります。



3　これまでの検討経過

国において、中核市による児童相談所の設置に係る具体的な基準を規定する中、本市では、令和4年度から「庁内検討組織」や「県との連携推進会議」を設置し、本市独自の児童相談所に係る具体的な検討を開始しました。

【国・県・本市の検討経過】

- | | | |
|--------|-----|--|
| 平成18年度 | 【国】 | 中核市において、児童相談所の設置が可能となる |
| 令和元年度 | 【国】 | 児童相談所の管轄区域は「政令で定める基準（人口、交通事情等）」を参酌して都道府県が定める |
| 令和2年度 | 【県】 | 「栃木県社会的養育推進計画」策定 ⇒ 「中核市の児童相談所設置促進」を位置付け |
| 令和3年度 | 【国】 | 児童相談所の管轄区域に係る参酌基準として管轄区域の人口は概ね50万人以下とすることを規定 |
| 令和4年度 | 【市】 | 設置に向けた具体的な検討を行う旨を表明 |

4 これまでの取組と課題

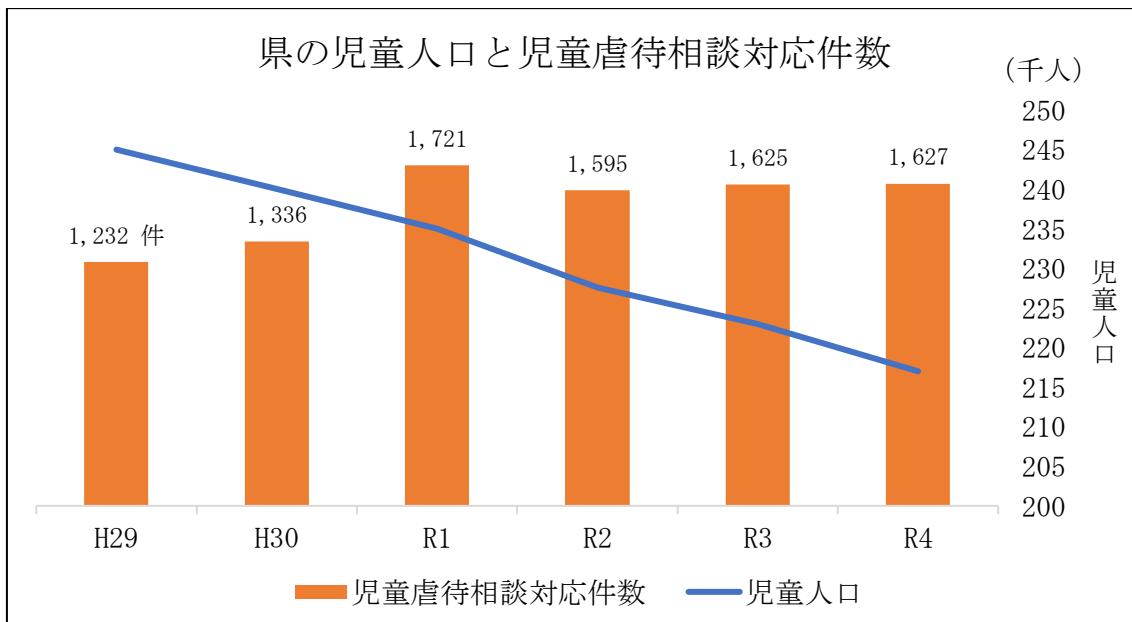
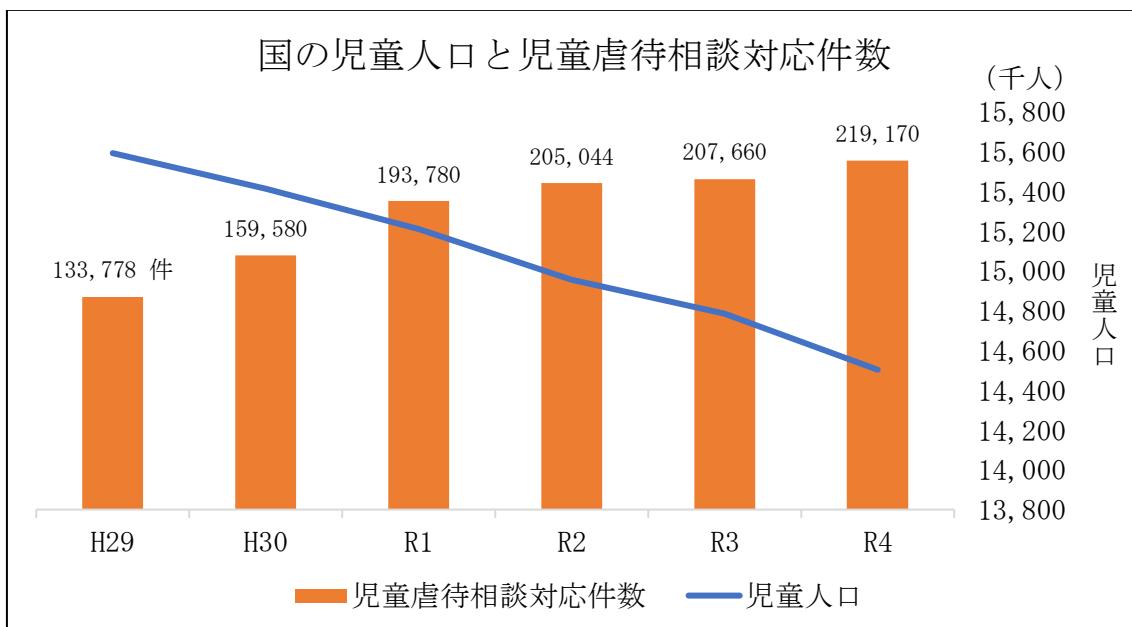
(1) これまでの本市の取組

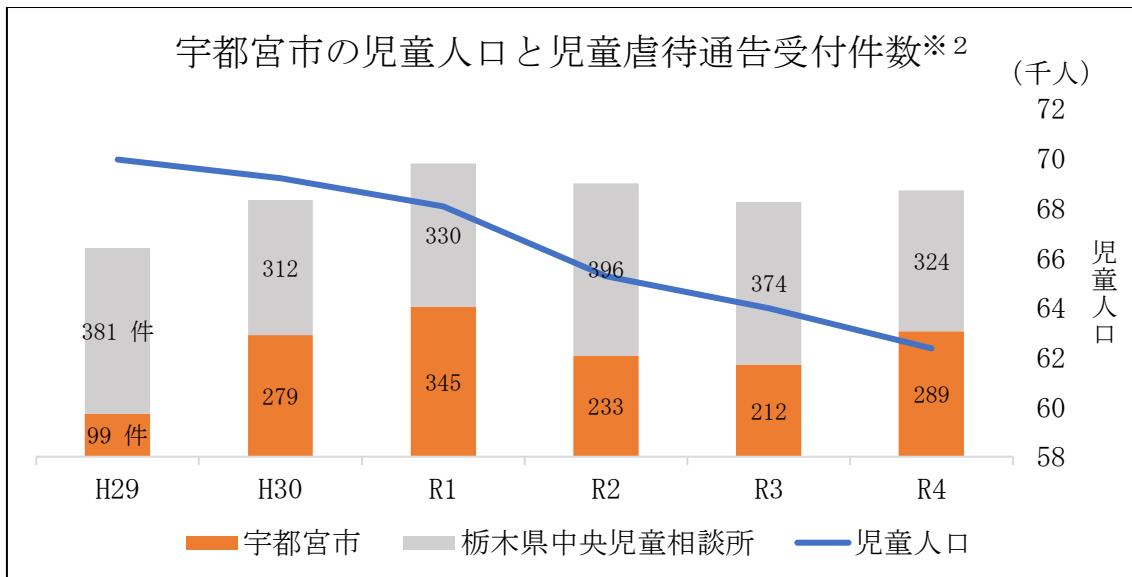
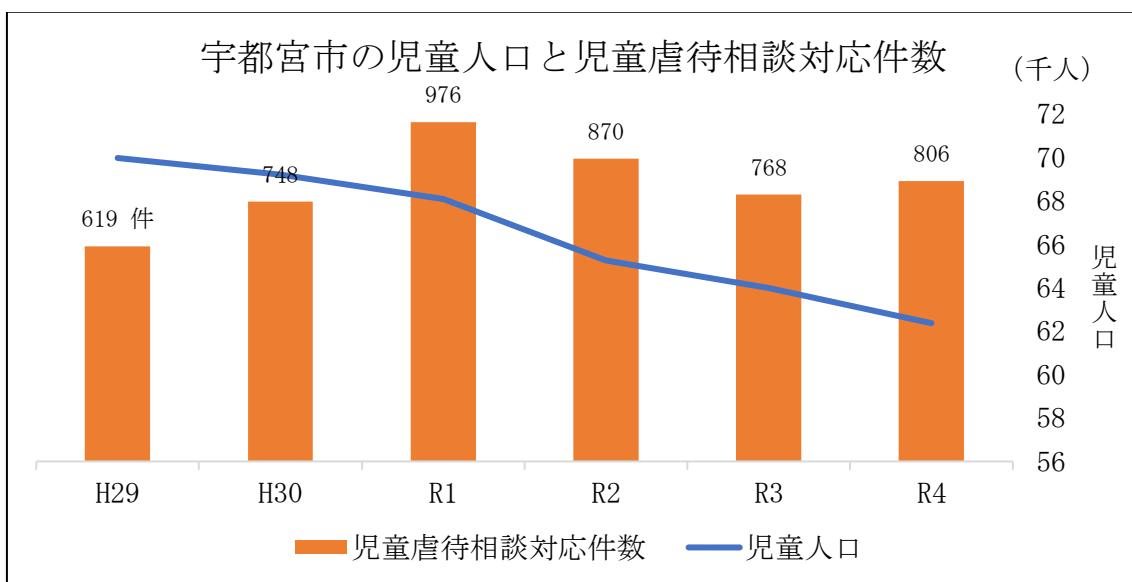
本市では、これまで、「子ども家庭総合支援拠点」の設置などによる体制強化や、「宇都宮市児童虐待防止等ネットワーク会議」などによる関係機関との連携、また、「こども家庭センター」の設置による母子保健と児童福祉の一体的な支援に取り組んできたところであり、それぞれの専門性や特性を生かし、県の中央児童相談所との役割分担の下、児童虐待などの事案に対応してきました。

- ・ 組織体制の強化・関係機関との連携
 - ⇒ 「子ども家庭総合支援拠点」の設置や児童見守り相談員の配置により、心理職等の専門的な支援と児童の安全確認等の体制を強化
 - ⇒ 教育機関や医療機関等で構成する「宇都宮市児童虐待防止等ネットワーク会議」や市内39地区の「地区虐待防止ネットワーク」と連携
 - ⇒ 「こども家庭センター」の設置により、母子保健と児童福祉を一体的に支援
- ・ 専門性や特性を踏まえた県（中央児童相談所）との役割分担
 - 県：一時保護等の緊急性の高い重度の事案
 - 市：一時保護等に至る前の包括的な在宅支援

(2) 現状と課題

全国的に児童人口が減少傾向にある中、児童虐待相談対応件数^{※1}が急増しています。本市においても、国や県より増加割合は緩やかではあるものの、児童虐待相談対応件数は県と同様に推移していることから、これまで以上に体制を強化し、早急に対策に取り組む必要があります。





平成30年度から県市共通のリスクアセスメントツール^{※3}を活用し、児童相談所は分離保護などの緊急性や専門性の高い事案への対応を、市は身近な場所で児童や保護者への継続的な支援を実施するとの役割分担が明確化している。

※1 相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数

※2 宇都宮市および栃木県中央児童相談所が受けた児童虐待（疑いも含む）に係る通告の件数

※3 児童相談所と市町村間で、ケース対応に関する共通理解や円滑な情報共有を図り、役割分担を行う指標（目安）となるもの

5 児童相談所設置の効果

本市が独自に児童相談所を設置・運営することで、以下のような効果が見込まれるものと考えます。

① 虐待が疑われる子どもへの迅速な一時保護等の対応

→ 子どもの利益を最優先に捉え、迅速な意思決定のもと、虐待通告の一時保護等のより速やかな安全確保のほか、社会的養護などの養育環境の提供が可能となります。

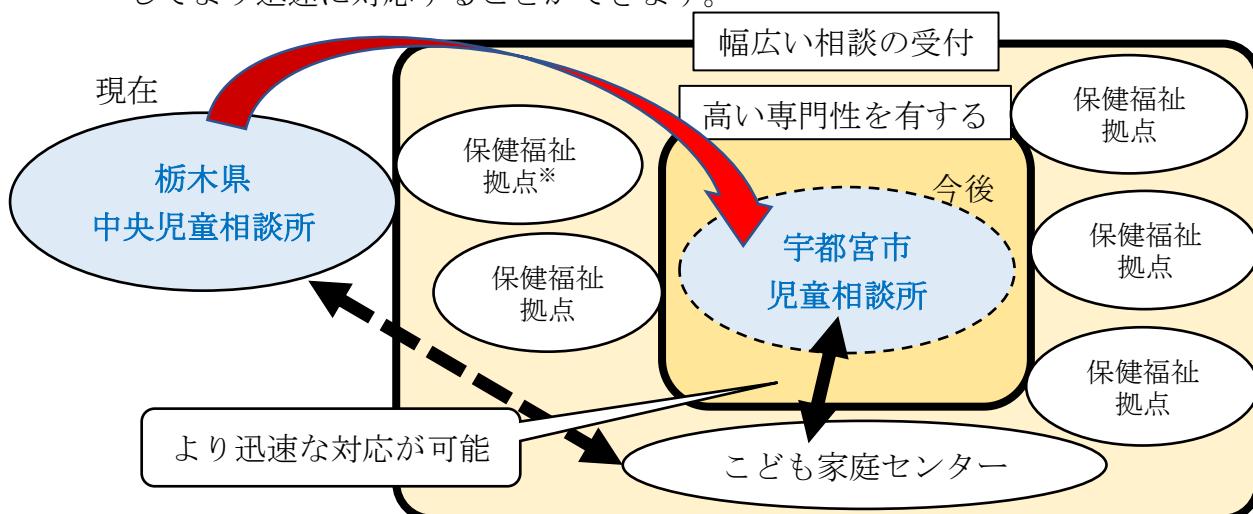
② 切れ目のない一貫した支援の提供

→ 多機関との連携により、寄り添い型の相談・在宅支援から、緊急性の高い一時保護、さらには、家庭復帰後の支援はもとより、児童福祉の対象外となる18歳以上の若者も対象とした切れ目のない一貫した支援が可能となります。

③ 情報共有の迅速化

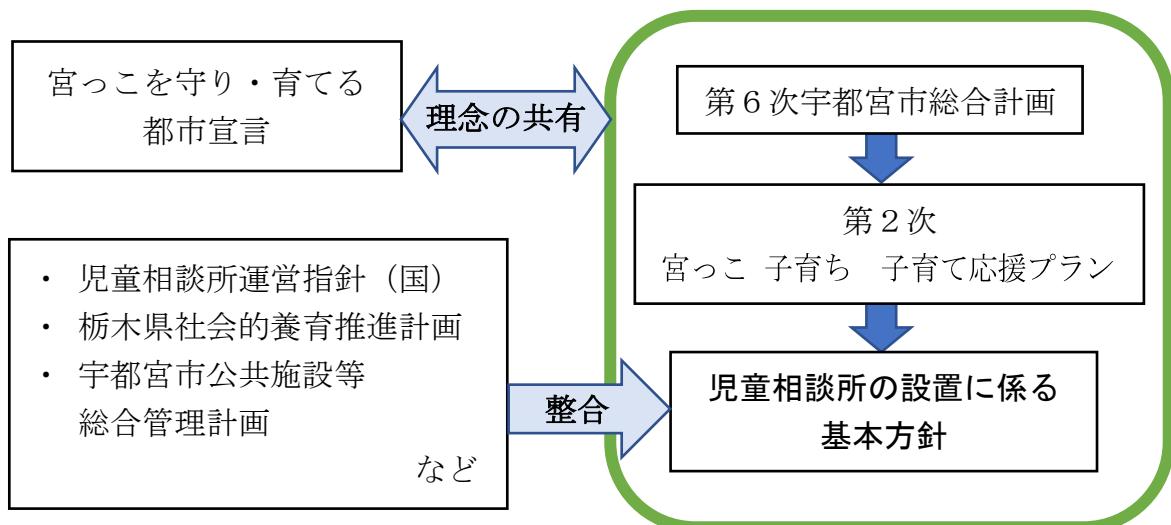
→ 児童相談所が本市の行政機関となるため、住民情報や福祉情報を速やかに共有でき、迅速な対応につながります。

現在は、県のみが児童相談所を運営していますが、今後、本市においても児童相談所を設置・運営することにより、幅広い相談を受け付けている「こども家庭センター」などと即時の情報共有を図ることが可能となり、緊急事案に対してより迅速に対応することができます。



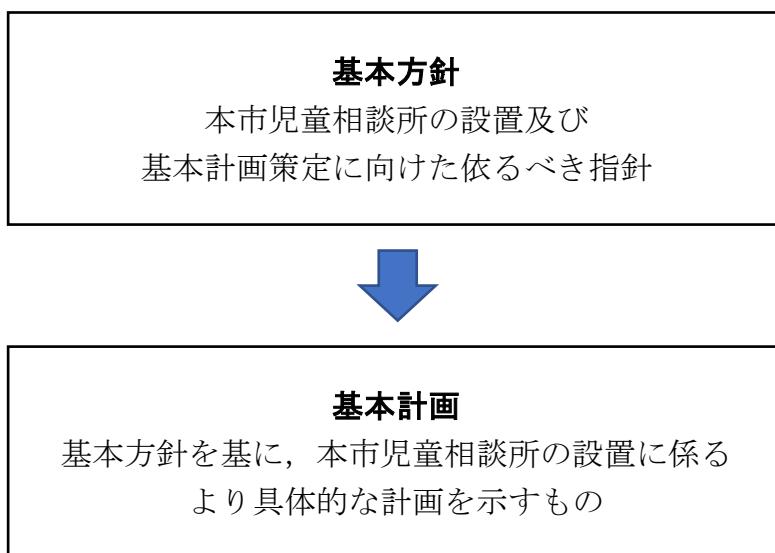
※ 市民からの相談を丸ごと受け止め、相談内容に応じて市役所内の関係課や外部の相談機関などを紹介し、困りごとの解決ができるよう相談に応じる。

6 基本方針の位置づけ



この基本方針は、本市の子ども行政を取り巻く課題や地域特性を踏まえ、本市が独自の児童相談所を設置するための基本的な考え方を示すものであり、本市児童相談所の設置及び基本計画の策定に向けた依るべき指針とします。

この基本方針を基に、今後、基本計画において、具体的な取組を示す予定としています。



7 策定に向けた考え方等

(1) 基本的な考え方

本市の地域特性（子育て支援に係る地域拠点や子ども発達センターの整備等の概成状況など）や他都市の事例のほか、議会や外部有識者等の意見を踏まえながら、効果的かつ効率的で、実効性の高い基本方針を策定します。

(2) 策定体制（**資料編**参照）

【会議の設置】

- ・ 宇都宮市児童相談所の方検討懇談会（有識者会議）
⇒ 専門的意見の聴取
- ・ 児童相談所に係る栃木県・宇都宮市の連携推進会議
⇒ 県と市の連絡調整
- ・ 宇都宮市児童相談所の方検討委員会及びその作業部会
⇒ 庁内における検討・調整

【関係機関への報告等】

各種会議のほか、適時、市議会と情報を共有し、意見を聴取するとともに、必要に応じて、市の附属機関である「宇都宮市子ども・子育て会議」に報告を行いながら、検討を進めます。

8 基本方針の構成

国の「児童相談所運営指針」や他都市の事例等を参考とし、基本方針として整理すべき項目を、以下のとおり掲げました。

| 項目 | 内容 |
|---------------|--|
| 基本理念 | <ul style="list-style-type: none">本市が児童相談所の設置を通して目指すべき姿を定めます。 |
| 基本的機能 | <ul style="list-style-type: none">国の示す児童相談所の基本的機能（相談機能等）を整理します。一時保護所の設置の必要性について、本市の状況等を踏まえながら検討します。 |
| 設置・運営の考え方 | <ul style="list-style-type: none">本市児童相談所が担うべき役割を明確にします。様々な機能を有する多機関との連携体制のあり方について整理します。 |
| 施設整備に関するコンセプト | <ul style="list-style-type: none">市民にとって利用しやすい児童相談所となるよう、施設整備のコンセプトを明らかにします。 |
| 組織・職員体制 | <ul style="list-style-type: none">児童相談所における組織体系のあり方や職員配置等に係る考え方を示します。 |
| 人材の確保・育成 | <ul style="list-style-type: none">指導相談所の設置・運営に向けた人材の確保と育成に係る考え方を示します。 |
| 候補地の考え方 | <ul style="list-style-type: none">児童相談所を設置する候補地に係る条件（交通面等）について、様々な観点から整理します。 |

第2章 基本方針

1 基本理念

(1) 基本理念の考え方

児童相談所の基本理念は、第6次「宇都宮市総合計画 改定基本計画（後期基本計画）」及び第2次「宮っこ 子育ち・子育て応援プラン」の理念と整合を図るものとします。

- ・ 第6次「宇都宮市総合計画 改定基本計画（後期基本計画）」の理念
⇒ 「輝く人の和 つながるまちの環 魅力と夢の輪 うつのみや」
- ・ 第2次「宮っこ 子育ち・子育て応援プラン」の理念
⇒ 「すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができるまち」

(2) 盛り込むべき視点

国においては、平成28年に「児童福祉法」を改正し、児童福祉法の理念に「子どもの権利」が明記されたほか、令和4年には、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が成立しました。

また、本市においては、子どもたち一人ひとりが、自分らしく、当たり前に成長できるまちを実現するため、「宮っこを守り・育てる都市宣言」を令和6年2月に制定しました。

これらを踏まえ、本市児童相談所の基本理念には、以下の視点を盛り込みます。

- ・ 子どもの権利を尊重すること、また、保障されること
- ・ すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、思いやりの心をもって、人間力を高めながら、笑顔でいきいきと成長できる社会の実現に向け、地域が一体となって宮っこを守り・育てる都市を目指す

(3) 本市児童相談所の基本理念

基本理念の考え方や、盛り込むべき視点を踏まえ、本市児童相談所の基本理念を定めました。

**全ての子どもの権利を尊重し、
地域社会が一体となって子どもを守り・育てる**

2 基本的機能

(1) 児童相談所の基本的機能

「児童相談所運営指針」において、児童相談所は、「市町村援助機能」、「相談機能」、「一時保護機能」、「措置機能」の4つの機能を有することとされています。

| 機能 | 内容 |
|-------------|---|
| 市町村 援助機能 | 市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能 |
| 相談機能 | こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じてこどもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針（援助方針）を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫したこどもの援助を行う機能 |
| 一時保護機能 | 必要に応じてこどもを家庭から離して一時保護する機能 |
| 措置機能 | こども又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該こども若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。）、市町村、児童家庭支援センター等に指導させ、又はこどもを小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は児童福祉施設若しくは指定発達支援医療機関に入所させ、若しくは委託する等の機能 |

(2) 一時保護所の設置について

一時保護機能のうち一時保護所の設置については、「児童相談所運営指針」において、『児童相談所については、原則として一時保護所を設置するもの』とされている一方で、『都道府県が設置する児童相談所の一時保護所の活用や児童福祉施設への委託などにより、一時保護機能が十分に確保できる体制を整えている場合においてはこの限りではない』と示されています。

なお、国の「一時保護ガイドライン」では、一時保護の必要性や一時保護所のあり方などについて、以下のとおり示されています。

【一時保護ガイドライン（抜粋）】

- ・ 一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものである。
- ・ 個室の整備や活用によって、子どもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できるような体制を整備すべきである。
- ・ 地域によって、一時的に定員を超過して一時保護所に子どもを入所させる事態が見られ、また、こうした背景等を有する子どもを同一の空間で支援することが一時保護所の問題として指摘されている。

更には、「児童福祉法」第三条の二において、『地方公共団体等は、一時保護等を行う場合は、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう必要な措置を講じなければならない』とされていることから、個室の整備等により、保護された子どもが家庭と同様の養育環境で生活ができるよう配慮する必要があります。

【県の一時保護所の現状】

① 一時保護所における居室の状況について

県の一時保護所では、大部屋を中心としているほか、個室（1部屋）を設けて一時保護を行っており、児童の性別や年齢を考慮して居室を振り分ける必要があり、虐待対応に係る相談件数が増加傾向にある中、問題行動のある児童の保護や緊急保護が必要な場合など、収容人数は決して十分とはいえない状況です。

② 委託一時保護の状況について

児童福祉施設などに一時保護を委託することも可能ですが、委託一時保護先として想定される児童福祉施設等は、通年で高い入所率であり、安定的な受入が難しいほか、夜間などにおける緊急的な受入については困難な状況にあります。また、入所した子どもの状況を把握するためには、児童福祉施設との密できめ細やかな連携が必要となります。

<参考：県一時保護所の収容人数等（R 4年度の状況）>

収容人数 : 25名

一時保護所の保護人数 : 169人／年（うち、宇都宮市の子ども：41人）

委託による一時保護人数: 324人／年（うち、宇都宮市の子ども：67人）

保護期間の原則 : 2か月（1人当たり平均保護日数：41.2日）

※ 県の一時保護所には、1日平均19人程度が保護されています

→ 収容人数は25名ですが、児童の性別・年齢によって受入可能な状況が変動するため、6名の受入れが可能というわけではありません。

<参考：一時保護人数の推移> (人)

| | H 29 | H 30 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一時保護所(延) | 7,430 | 7,649 | 7,594 | 6,431 | 6,698 | 6,963 |
| 委託による 一時保護 (延) | 7,999 | 9,225 | 9,291 | 10,303 | 8,221 | 10,510 |
| 合計 | 15,429 | 16,874 | 16,885 | 16,734 | 14,919 | 17,473 |

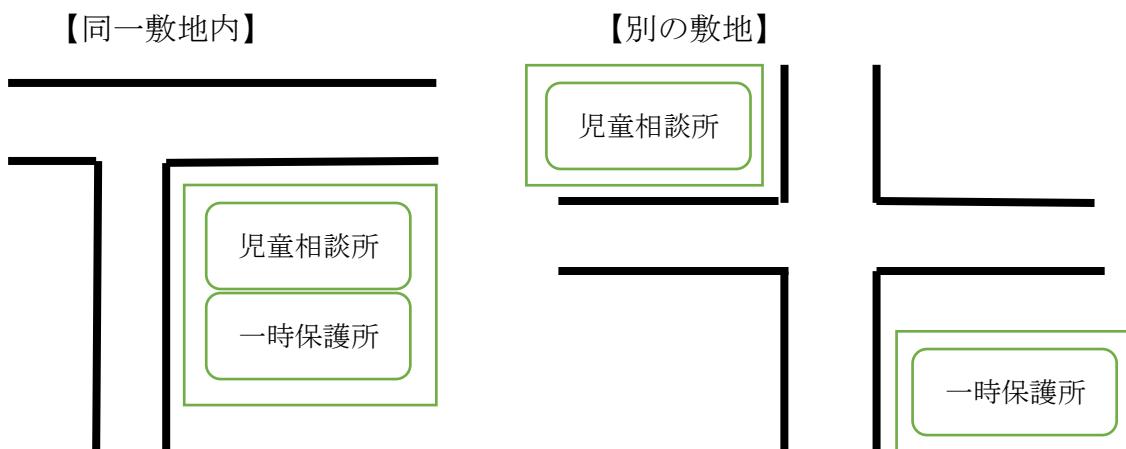
【一時保護所の設置に係る比較検討】

一時保護所の設置の必要性について、「子どもの安全確保」や「ケアの質の向上」など、以下の項目により比較検討しました。これらの検討状況などから、本市では、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するため、本市独自の一時保護所を設置する必要があると考えます。

| カテゴリー | 項目 | 設置する場合 | 設置しない場合 |
|----------|--|--------|---------|
| 子どもの安全確保 | 緊急的な一時保護における迅速な対応 | ○ | △ |
| ケアの質の向上 | 相談(通告)から家庭等に戻るまでの、継続的な子どもたちへの精神的・身体的ケア | ○ | △ |
| | 児童相談所職員(児童福祉司・児童心理司等)と一時保護所職員の連携 | ○ | △ |
| 施設のあり方 | 受入体制のキャパシティ | ○ | △ |
| | 個室での受入体制 (一時保護ガイドラインへの準拠) | ○ | △ |
| 財政負担等 | 財政(整備・運営コスト) | △ | ○ |
| | 職員(確保・育成) | △ | ○ |
| | 用地 | △ | ○ |
| 周辺への影響 | 設置に伴う近隣住民の理解 | △ | ○ |
| 総合評価 | | ○ | △ |

【一時保護所の併設に係る比較検討】

<併設イメージ>



児童相談所に一時保護所を併設すべきかどうかについて、「子どもへの負担」や「ケアの質の向上」などの観点から比較検討した結果、児童相談所と同じ敷地内に設置することが効果的であると考えます。

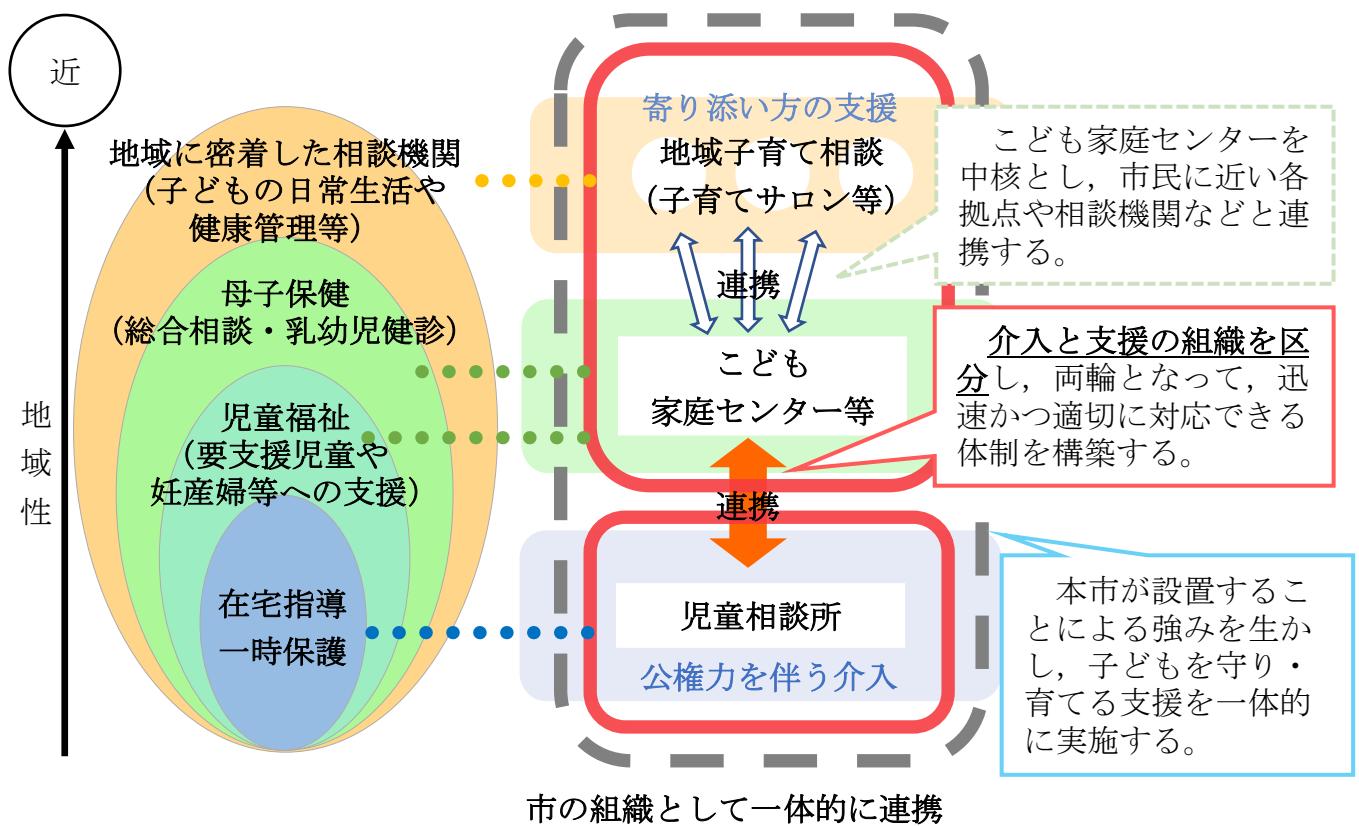
| カテゴリー | 項目 | 設置する場合 | 設置しない場合 |
|-----------------|-----------------------------|--------|---------|
| 子どもへの負担 | 心理診断に係る場所の移動等に伴う子どもたちの負担軽減 | ○ | △ |
| ケアの質の向上 | 児童相談所と一時保護所間における十分な情報共有や引継ぎ | ○ | △ |
| 用地の確保 (財政負担) | 複数の土地の確保を必要としない | ○ | △ |
| 総合評価 | | ○ | △ |

(3) 一時保護所の設置に係る検討

一時保護所の定員数などの具体的な内容については、有識者等からの意見や他都市の事例などを踏まえ、今後、策定する基本計画において明らかにしていきます。

3 設置・運営の考え方

子どもの安全確保を最優先としながら、保護者との信頼関係を構築するため、「保護者との信頼関係に基づく在宅支援（寄り添い）」と「通告への対応や一時保護（介入）」は、組織を区分し、それぞれの役割に応じて迅速かつ適切に対応できる体制を構築します。

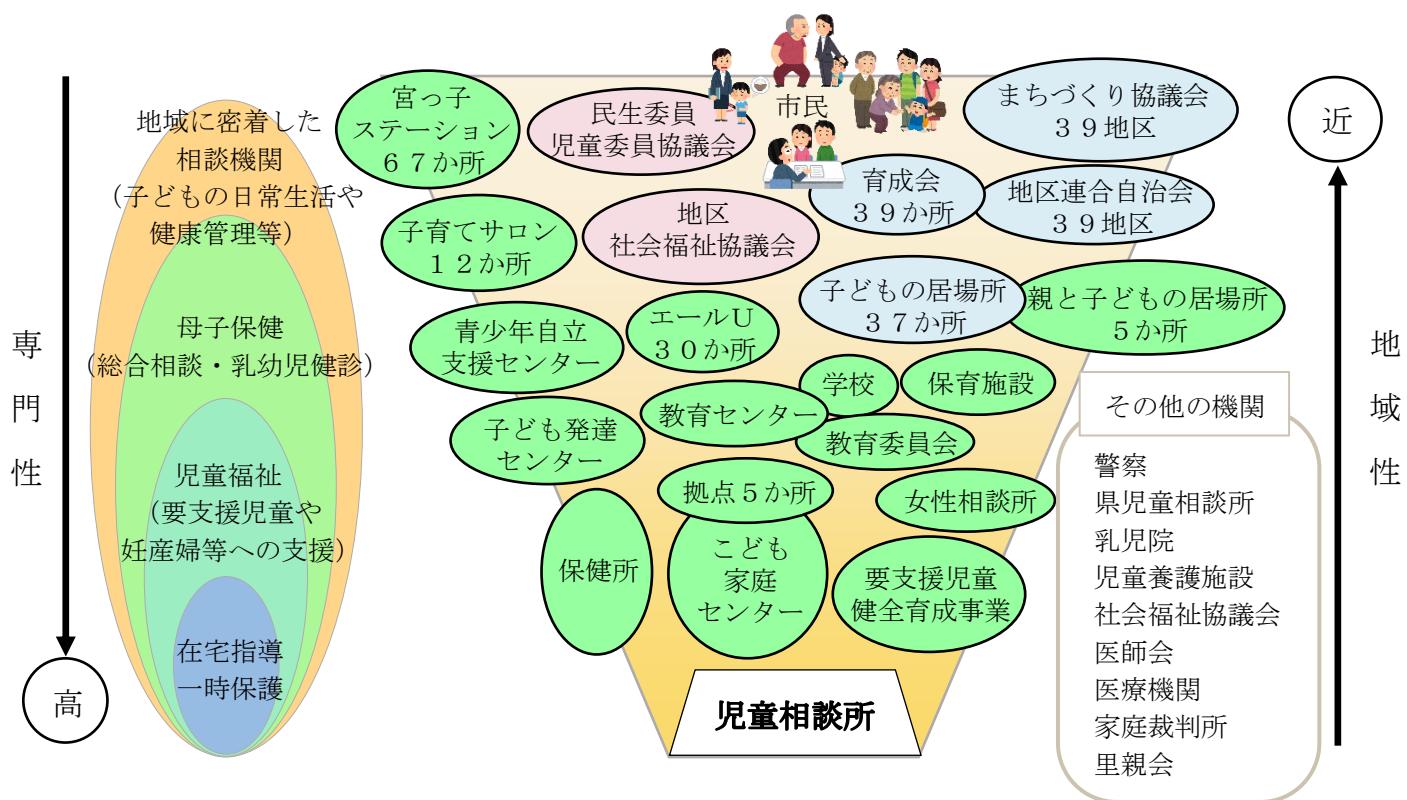


なお、児童相談所が実施する「公権力を伴う介入」の機能強化を図るだけでなく、市町村が担う「寄り添い型の支援」の機能も同様に強化し、各機能が両輪となって子どもや子育て家庭に対する支援を実施できる体制を目指します。

(1) 設置・運営の基本的な考え方

本市では、現在、市民に身近な相談窓口や、専門性の高い支援機関など、様々な機関が連携を図りながら、状況に応じたきめ細かな対応を行っています。児童相談所開設後は、個々の状況に応じた包括的な支援策の検討やデジタルを活用した情報共有など、各機関との連携を更に強化しながら、子どもを守る最後の砦として、子どもたちの最善の利益を確保できるよう対応します。

【子どもを守り・育てる支援体制のイメージ】

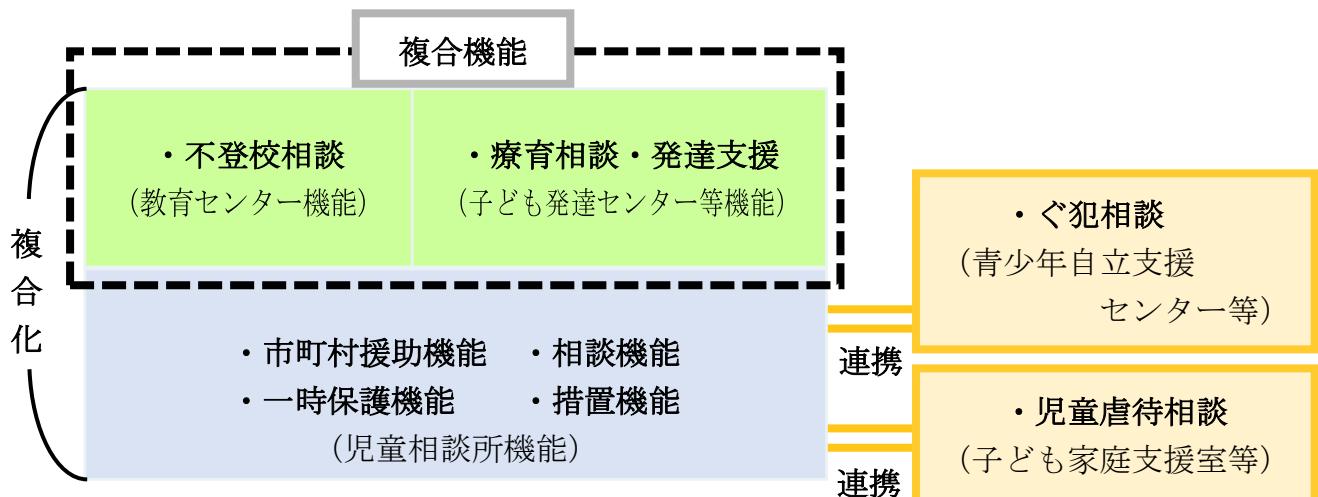


(2) 児童相談所と各機関の複合化について

「児童相談所運営指針」において、『児童相談所を設置するに当たっては、住民、利用者の視点に立った保健・福祉サービスを推進する観点から福祉事務所等との統合を推進することも差し支えない』とされていることから、児童相談所と同じ場所に置く機能（以下、「複合機能」という。）について検討します。

【複合機能と連携の一例（他都市の事例）】

他都市では、不登校相談や療育相談などの機能を複合化（同一建物内に置くが、組織上は区分）している事例も見られます。

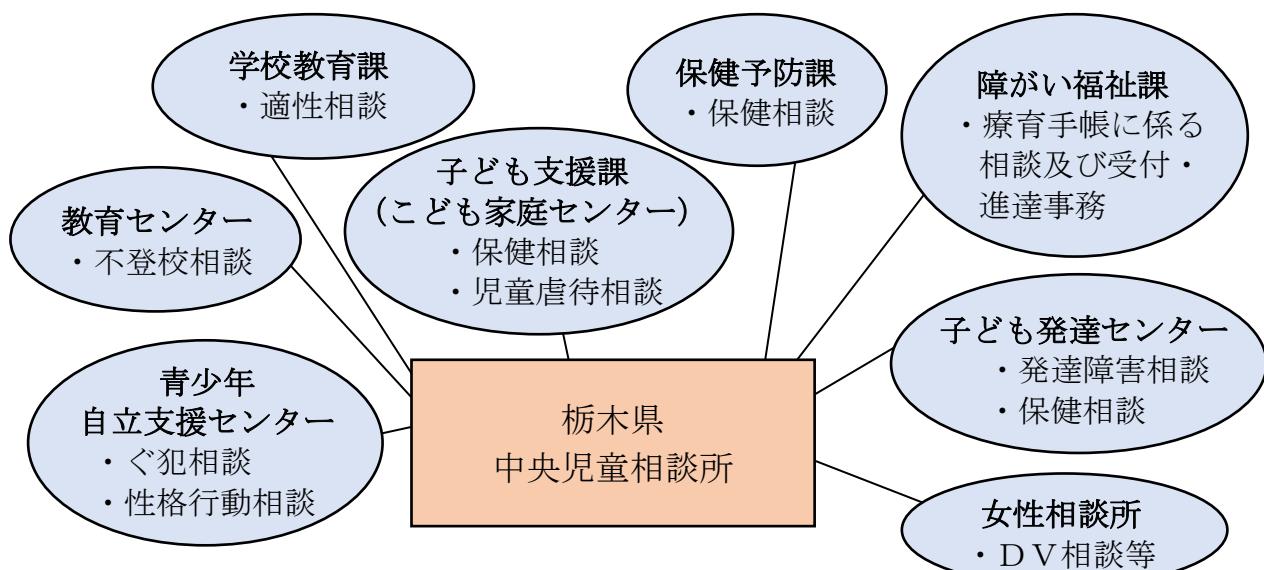


【中核市（設置済）の状況】

| 中核市 | 複合施設 | 各施設の概要 |
|-------------------------|-----------------|---|
| 金沢市 教育プラザ (金沢市) | こども相談 センター | 児童相談所機能 |
| | 少年健全育成 センター | 子どもの健全育成団体の活動支援等 |
| | 学校教育センター | 教職員の資質向上のための研修の実施・支援や、不登校や発達に関する教育相談等の実施 |
| | 幼児教育センター | 幼保小の接続強化や人材の育成に関する研修等の実施や、発達段階に応じた育児・保育の支援 |
| | 子育て広場 | 予約なしで個人利用できる親子の交流の場 |
| はぐくみかん (横須賀市) | こども家庭 支援センター | 児童相談所機能、寄り添い型の支援（母子保健、児童福祉）、児童手当等の給付 |
| | 福祉子ども部 | 子育て支援施策等の推進、教育・保育施設等への入園、病児・病後児保育、放課後児童対策等 |
| | 療育相談センター | 発達の遅れや障害のある子どもの診断等、成長過程における発達の変化に対応して生活を送るための支援 |
| 明石 こどもセンター (明石市) | 児童相談所 | 児童相談所機能 |
| | 市町村機能 | 家庭児童相談、要保護児童対策地域協議会調整機関、育児支援、里親の啓発 |
| 奈良市 子どもセンター (奈良市) | 児童相談所 | 児童相談所機能 |
| | 地域子育て 支援センター | 親子が集まるスペースや地域の子育て関連情報の提供、子育て等に関する講座や相談対応 |
| | キッズスペース | 子どもの遊び場 |
| | 子どもの発達相談 | 就学前の子どもの発達に関する相談の受け付けや、園巡回相談等の実施 |
| | 子ども家庭 総合支援拠点 | すべての子どもとその家庭を対象に、相談全般から専門的な支援までを行う拠点 |

(3) 県児童相談所と本市の連携状況(同じ場所に置くことが想定される機能等)

現在、児童虐待相談や保健相談、発達障がい相談など、様々な分野における本市の機関が、県の中央児童相談所と連携を図りながら支援を行っています。今後、このような本市の機関や一部機能について、児童相談所と同じ場所に置くことの是非を検討します。



(4) 複合化の考え方

複合機能の検討に当たっては、以下の視点を踏まえながら、総合的に複合機能の是非を検討し、本市にふさわしい児童相談所の実現を目指します。

- ・児童相談所と同じ場所に置くことにより、児童相談所はもとより、複合化する機能についても効果を高めることができるか
- ・児童相談所と同じ場所に置くことにより、市民の利便性が向上するか

4 施設整備に関するコンセプト

子どもの最善の利益を優先するため、児童相談所及び一時保護所は、以下の3つのコンセプトを軸とし、施設整備を行います。

【児童相談所】

重要な相談機能を有するため、来所する子どもや保護者が安心して相談できる環境づくりが必要である。

→ 子ども・保護者にとって相談しやすい空間

【一時保護所】

一人ひとりの状況に応じた適切な支援が行える環境であるとともに、子どもが安心感を持てる安全な生活空間を創出する必要がある。

→ 子どもにとって安全・安心な生活空間

【全施設共通】

子どもや障がい者でも利用しやすい施設であるとともに、エネルギー効率等を考慮した環境にやさしい施設を目指す。

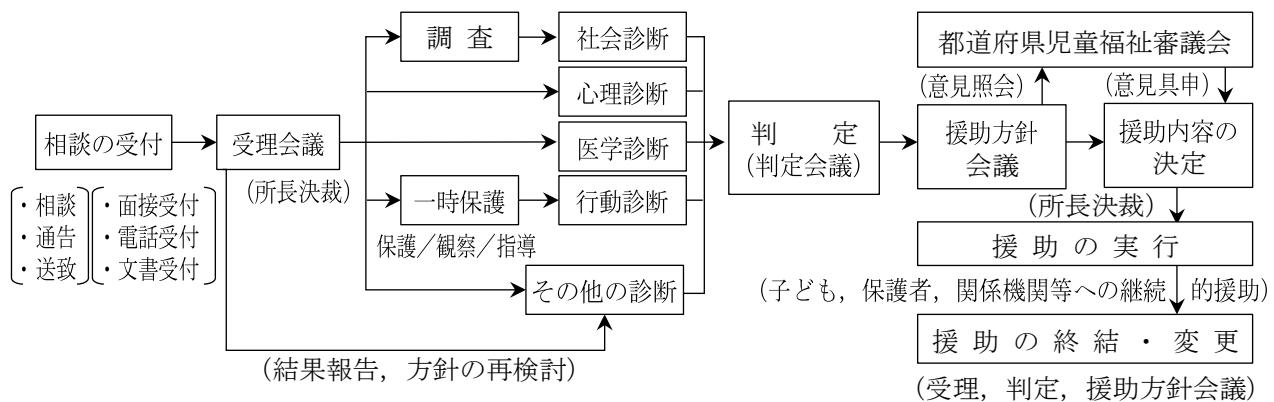
→ ユニバーサルデザイン・キッズデザインや環境に配慮した施設

5 組織・職員体制

(1) 児童相談所における業務の流れ

児童相談所では、相談の受付後、受理会議、調査・診断や一時保護、判定、援助方針会議を経て、援助内容を決定する流れが基本となります。

【児童相談所における相談援助活動の流れ】



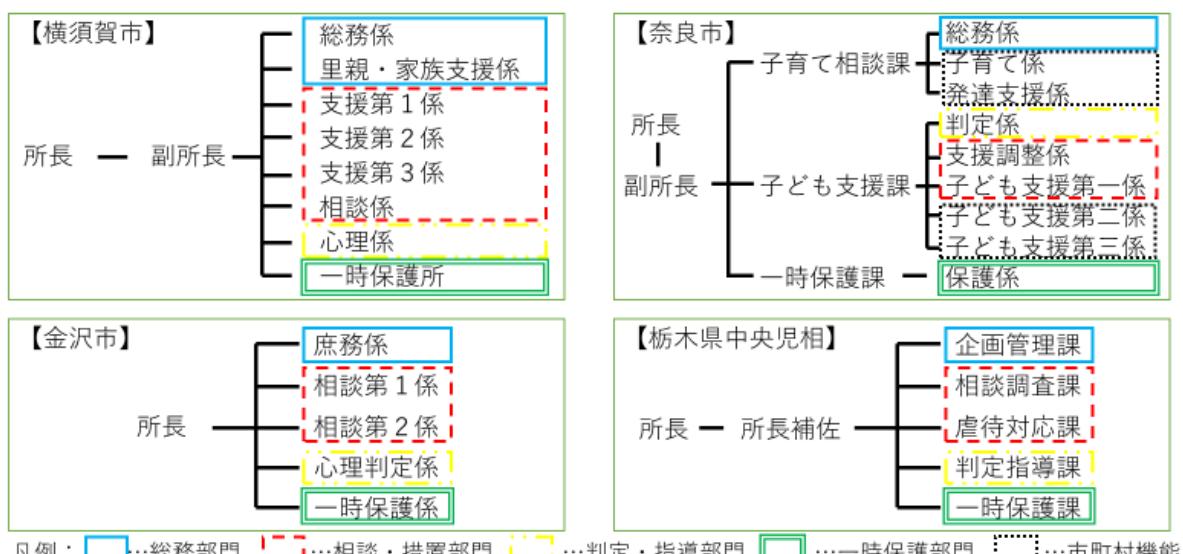
(2) 組織体制の考え方

ア 組織体制の標準

「児童相談所運営指針」において、児童相談所の組織は、以下の4つの部門を置くことが標準とされています。

| 部門 | 各部門の業務分担 |
|---------|---|
| 総務部門 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理に関すること 全体事業の企画及び職員の研修に関すること 一時保護している子どもの所持品の引取り、保管及び処分に関すること <p>など</p> |
| 相談・措置部門 | <ul style="list-style-type: none"> 相談の受付 受理会議の実施とその結果の対応 通告等への初動対応 援助方針会議の実施とその結果の対応 措置事務、措置中の状況把握 <p>など</p> |
| 判定・指導部門 | <ul style="list-style-type: none"> 調査・社会診断、医学診断、心理診断等及び指導 判定会議の実施等 判定に基づく援助指針の立案 療育手帳、各種証明書等 <p>など</p> |
| 一時保護部門 | <ul style="list-style-type: none"> 一時保護施設で行う一時保護の実施 観察会議の実施とその結果の対応 一時保護している子どもの保護、生活指導、行動観察及び行動診断 <p>など</p> |

【県や他都市の組織体制】



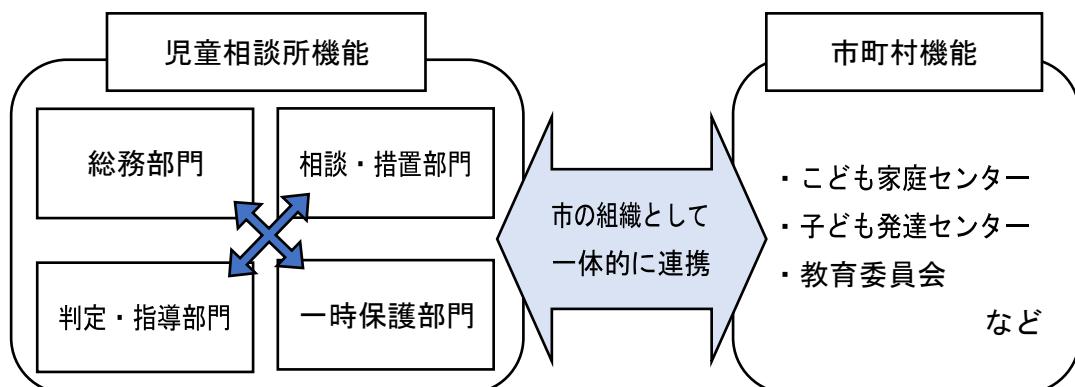
イ 児童相談所機能と市町村機能について

子どもの安全確保を最優先としながら、保護者との信頼関係を築きつつ、子どもとその保護者に対する効果的な支援を行うため、「公権力を伴う介入」と「寄り添い型の支援」については、役割に応じた権限と責任の下、迅速かつ適切に対応できる体制を構築します。



ウ 組織体制の考え方

本市が設置する効果を最大限発揮できる組織体制とするため、「児童相談所運営指針」や、他都市の事例を踏まえ、「総務部門」、「相談・措置部門」、「判定・指導部門」、「一時保護部門」の4部門を主とした組織の構成を基本とします。



(3) 職員体制の考え方

ア 職員体制の標準

「児童相談所運営指針」において、児童相談所及び一時保護所は、以下の専門職を配置することが標準とされています。

| 職種 | 役割 |
|-------------------|--|
| 児童福祉司 | <ul style="list-style-type: none">・子どもの福祉に関する相談に応じること・必要な調査、社会診断を行うこと・子ども等に必要な支援・指導を行うこと・子ども・保護者等の関係調整(家族療法など)を行うこと |
| 児童福祉司 スーパーバイザー | <ul style="list-style-type: none">・児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的知見から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと |
| 里親養育支援 児童福祉司 | <ul style="list-style-type: none">・里親に関する普及啓発・里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助 |
| 児童心理司 | <ul style="list-style-type: none">・子ども等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって心理診断を行うこと・子ども等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと |
| 児童心理司 スーパーバイザー | <ul style="list-style-type: none">・児童心理司及び心理療法担当職員に対し、専門的知見から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと |
| 相談員 | <ul style="list-style-type: none">・子どもの福祉に関する相談に応じること・児童福祉司と協力し、調査、社会診断を行うこと・子ども等に継続指導等措置によらない指導を行うこと |
| 医師 | <ul style="list-style-type: none">・診察、医学的検査等による子どもの診断(虐待が子どもの心身に及ぼした影響に関する医学的判断)・子ども等に対する医学的知見からの指示、指導・医学的治療及び一時保護している子どもの健康診断 |

| | |
|------------|--|
| 保健師 | <ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生及び予防医学的知識の普及 ・育児相談 ・1歳6か月児及び3歳児の精神発達面における精密健診査における保健指導等、障がい児や虐待を受けた子ども及びその家庭等に対する在宅支援 ・子どもの発達面のアセスメントとケア及び一時保護している子どもの健康管理 ・医療機関などとの情報交換等 |
| 弁護士 | <ul style="list-style-type: none"> ・法的知識を要する業務を行うこと |
| 児童指導員及び保育士 | <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等 ・児童福祉司や児童心理司等と連携して子ども等への指導を行うこと |
| 看護師 | <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護している子どもの健康管理 ・精神科医及び小児科医の診察等に係る補助的業務 |
| 心理療法担当職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・心理療法、カウンセリング等の指導を行うこと |
| 栄養士 | <ul style="list-style-type: none"> ・栄養指導、栄養管理及び衛生管理 ・給食の献立の作成 |
| 調理員 | <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護している子どもの給食業務 |

イ 配置人員数について

これらの職種は、国の「児童相談所運営指針」において配置人員数が定められています（[資料編](#)参照）。

また、「新たな虐待防止対策体制総合強化プラン（厚生労働省 2022年12月）」において、児童相談所の体制強化のため、児童福祉司は令和6年度までに、現状より約1.2倍、児童心理司は令和8年度までに、現状より約1.4倍に増員していく考えが示されました（[資料編](#)参照）。

ウ 職員体制の考え方

- ・ 「児童相談所運営指針」における配置基準を満たす児童福祉司や児童心理司等の専門職員数を確保します。



上記に加えて

- ・ 本市では、国と同様に児童虐待相談対応件数が増加傾向にあることを踏まえ、子どもや子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施できるよう、国の「新たな虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえた専門職員数の配置について、他都市の事例や外部有識者等の意見を参考しながら、検討を進めていきます。
- ・ また、他都市においては、子どもの状況や特性、学力に配慮するため、学習指導を担う教員OB等を配置しているほか、虐待対応における介入をより円滑に行えるよう、警察官の配置等を行っている状況にあり、本市においても、その配置について検討します。

※ 一時保護所においては、運営業務の全部委託や一部委託（食事の提供、清掃、洗濯等）も含めて、検討します。

(4) 組織・職員体制に係る検討

具体的な組織構成及び職員配置（人数、任用形態、委託等）は、今後、策定する基本計画において明らかにしていきます。

6 人材の確保・育成

本市児童相談所の設置当初から、その効果を最大限発揮し、専門性の高い業務を円滑に運営していくため、早期より、計画的な確保・育成に取り組みます。

(1) 人材の確保に係る考え方

- ・ 児童福祉司や児童心理司等の専門職については、自治体や医療機関等のニーズも高く、確保が難しい状況等にあることから、大学等の関係機関に働きかけを行なながら、計画的な採用により、開設時期までに確実に必要人員を確保します。
- ・ 児童福祉司 SVなど、豊富な知識や経験を必要とし、確保が困難な職種については、任期付採用の活用などの選択肢も含めて、早期から確保策を講じます。

(2) 人材の育成に係る考え方

- ・ 県との人事交流に加え、他自治体の児童相談所への派遣研修も活用するなど、早期から、計画的に職員の育成を図ります。
- ・ 県等への派遣に加えて、本市の保健・福祉関連の部署に配置し、継続的な育成を図ります。
- ・ 児童相談所開設後も、継続して職員研修等を実施し、高い専門性を保持しながら様々な事案に対応できるよう努めます。

なお、先進自治体では、開設の数年前から派遣研修を実施しており、本市においても、中長期的な視点に基づく計画的な人材の育成が必要となります。

(3) 想定される派遣研修先

① 県児童相談所

- ・ 中央児童相談所
- ・ 県南児童相談所
- ・ 県北児童相談所

② 他自治体の児童相談所

- ・ 近県の児童相談所
- ・ 特別区の児童相談所

③ 児童福祉施設等

- ・ 児童養護施設
 - ・ 児童自立支援施設
- など

7 候補地の考え方

(1) 児童相談所の管轄区域に関する政令

「児童福祉法施行令」第一条の三第三項において、『管轄区域における交通事情からみて、法第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合その他緊急の必要がある場合において、速やかに当該通告を受けた児童の保護その他の対応を行う上で支障がないこと』とされていることから、子どもの保護等を行う上で支障のない場所に設置するなど、候補地の条件について整理します。

(2) 候補地の選定に係る考え方

児童相談所を設置する場所については、複数の候補地の中から以下のような様々な視点により評価を行い、総合的に最もふさわしい場所を選定していきます。

- ・ 緊急時の迅速性

→ 幹線道路付近であるなど、通告等に対し、迅速な対応が可能な場所であるか。

- ・ 市民の利便性

→ 自家用車のほか、公共交通機関による来所も想定したアクセス性の良い場所であるか。

- ・ 候補地の規模

→ 複合施設化や職員数等を踏まえた施設規模を考慮し、建設やリプレイスが可能な土地の面積が確保できるか。

- ・ 土地の安全性

→ 災害時において、被害リスクが低いところであるか。

- ・ 他機関との連携

→ 他機関（警察署など）と連携を図る上で、アクセス性の良い場所であるか。

- ・ 保護した子どもへの配慮

→ 子どもが過ごす環境として落ち着いた雰囲気であるか。

(3) 候補地に係る検討

具体的な候補地の選定は、今後、策定する基本計画において明らかにしていきます。

＜参考：先進事例における候補地の考え方＞

鹿児島市児童相談所 基本構想・基本計画（令和2年3月）

- ・ 管轄エリア内各所へ速やかに到着可能な配置であること。
- ・ 公共交通機関から徒歩圏内であること。
- ・ 主要幹線道路に面すること。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の関係機関（保健センターや警察など）との連携が図りやすいよう接近していること。
- ・ 平坦かつ整形な土地で、複数の動線を確保する必要性から接道は2面以上であること。
- ・ 必要規模や機能、用途などが確保可能な用途地域その他関係法令を満足する敷地であること。

大田区児童相談所 基本構想・基本計画（平成30年3月）

- ・ 区役所本庁警察署等と連携し、児童虐待等に迅速に対応するため、区の中心地域や交通アクセスの至便な地域が適している。
- ・ 区の人口規模や地域特性に沿って必要とされる想定面積が確保できること。

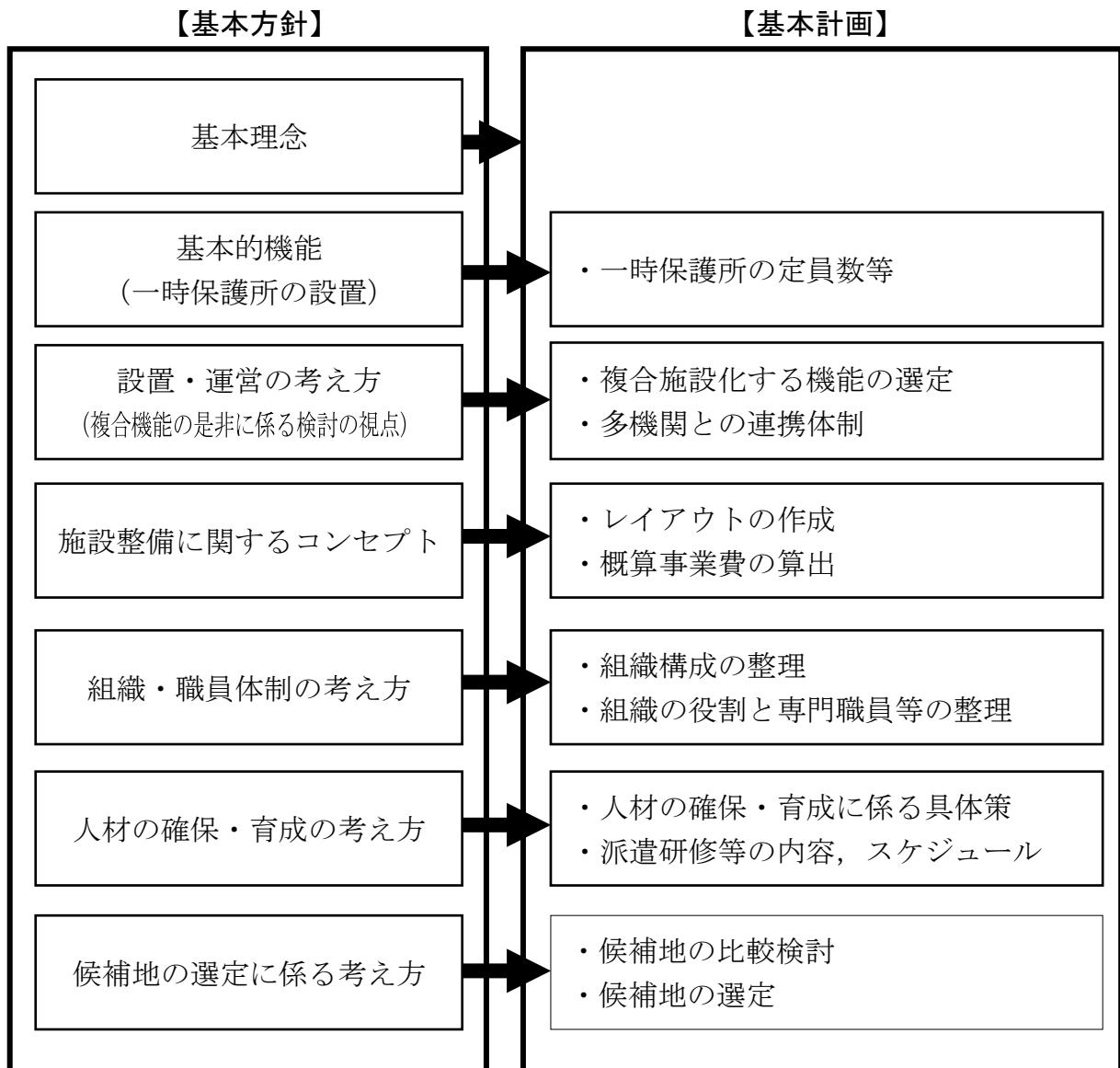
目黒区児童相談所設置に向けた基本的な考え方（平成30年3月）

- ・ 想定される規模の施設が建設可能な面積であること。
- ・ 多機関と連携して児童虐待等に迅速に対応するため、区内の中心地域など交通アクセスの良い地域が適している。
- ・ 一時保護所については、①子どもが過ごす環境として落ち着いた雰囲気を持ち、保護された子どもを温かい目で見守ってもらえる地域であること、②児童相談所と併設又は密接な連携が保てる範囲内であること、③子どもの緊急保護の際に昼夜問わず警察車両が出入りすることから、できるだけ大通り沿いで警察署からアクセスが良い場所であることが必要である。

第3章 今後の進め方

1 基本計画における検討事項

基本方針で整理した項目について、基本理念は基本計画全体に反映させ、その他の項目は、基本計画において、より具体的な内容を明らかにしていきます。

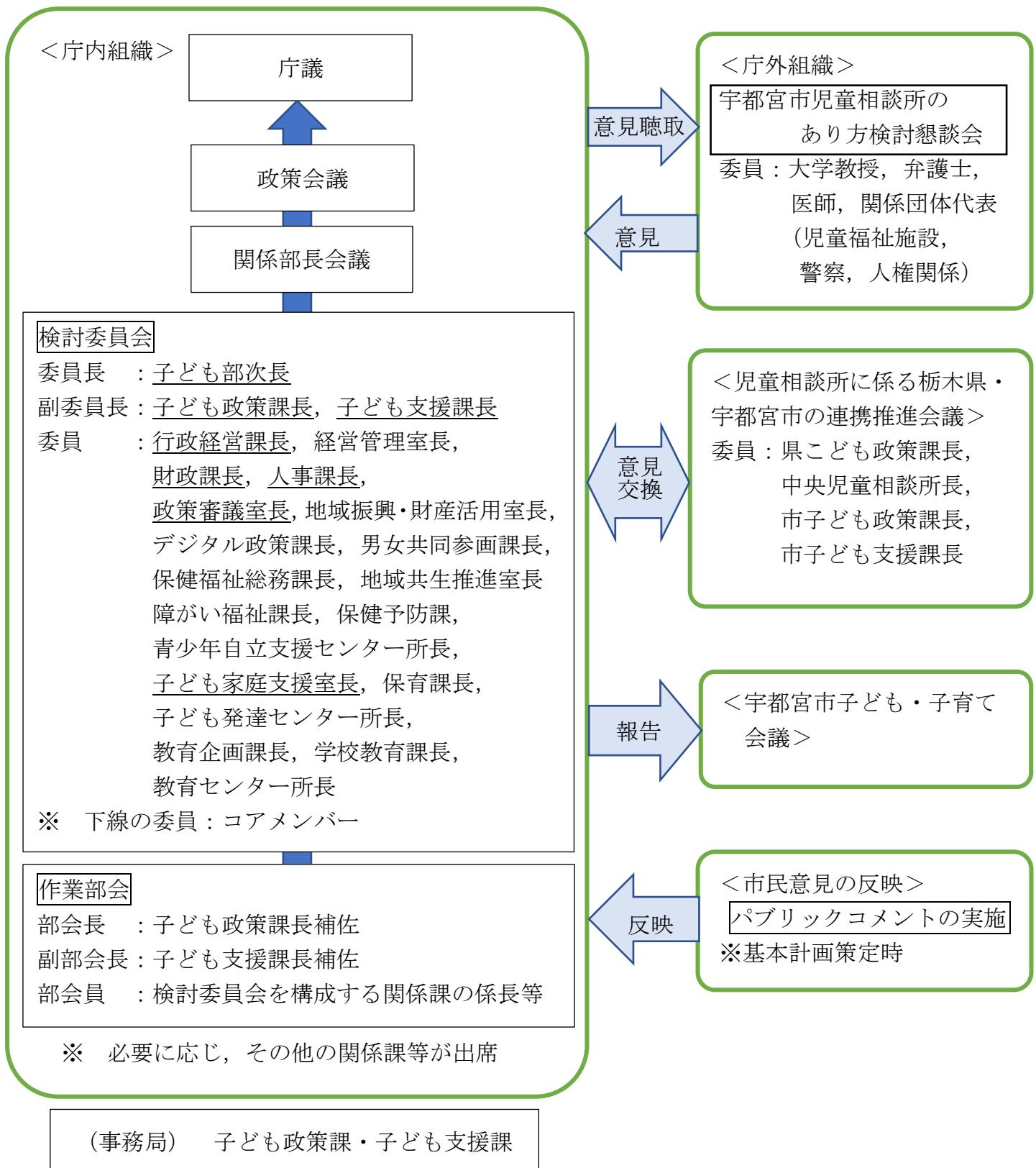


2 工程表の整理

人材確保・育成や整備に係る工程を以下のとおり整理しました。



1 児童相談所のあり方に係る検討体制



2 児童相談所における専門職の任用要件及び配置基準

| 職種 | 任用要件 | 配置基準 (児童相談所運営指針) |
|-------|---|--|
| 児童福祉司 | <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者 ・社会学、心理学又は教育学を専修する学科等を修めて卒業し、新たに福祉に関する相談業務に従事した一定の実務経験（1年以上相談援助業務に従事）を有する者 ・医師 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・公認心理師 ・社会福祉主事として2年以上相談援助業に従事し、こども家庭庁長官が定める講習会の過程を終了した者 ・保健師・助産師・教育職員免許法に規定する普通免許状（専修免許、1種免許）の資格を有し、1年以上相談援助業に従事し、こども家庭庁長官が定める講習会の過程を終了した者 ・看護師・保育士・教育職員免許法に規定する普通免許状（2種免許）・児童指導員の資格を有し、2年以上相談援助業に従事し、こども家庭庁長官が定める講習会の過程を終了した者 | <p>①各児童相談所の管轄区域の人口を3万で除して得た数</p> <p>②各児童相談所の管轄区域の人口1人当たりの児童虐待相談対応件数が標準的な自治体の人口1人当たりの件数の平均値0.001（都道府県別の人ロ1人当たりの虐待相談対応件数が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第二十二順位から第二十六順位までに該当する都道府県における当該件数の平均）より多い場合には、当該児童相談所における児童虐待相談対応件数から、当該児童相談所の管轄区域の人口に0.001を乗じて得た件数を控除し、その得た件数を40で除して得た数</p> |

資料編

| | | |
|-----------------|---|--|
| 児童福祉司 S V | <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司として概ね5年以上勤務した者 ・こども家庭庁長官が定める基準に適合する研修の過程を終了した者 | 児童福祉司5人につき1人。 |
| 里親養育支援 児童福祉司 | 児童福祉司と同様 | 各児童相談所1名を配置することを標準とする。 |
| 児童心理司 | <ul style="list-style-type: none"> ・医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者 ・大学において心理学を専修する学科等の過程を修めた者 | 児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。）2人につき1人以上配置することを標準とする。 |
| 児童心理司 S V | <ul style="list-style-type: none"> ・心理判定及び心理療法並びにカウンセリングを少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者 | — |
| 医師 | <ul style="list-style-type: none"> ・医師の資格を有する者（精神科・小児科） | 各児童相談所に1人以上配置すること。 |
| 保健師 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健師の資格を有する者 | 各児童相談所に1人以上配置すること。 |
| 弁護士 | <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士の資格を有する者 | 弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うこと。 |
| 児童指導員 及び保育士 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員の資格を有する者 ・保育士の資格を有する者 ・2年以上児童福祉事業又は社会福祉事業に従事した者 | 家庭から離れた子ども達の不安な心情や行動に対して柔軟に対応できる人員を配置すること。 |
| 看護師 | <ul style="list-style-type: none"> ・看護師の資格を有する者 | — |
| 心理療法担当 職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・心理学を専修する学科か過程を修めて卒業した者 | — |
| 栄養士及び 調理員 | <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の資格を有する者 | — |

3 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の概要

新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランのポイント (令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)

「児童虐待防止対策の更なる推進について」(令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)に基づき、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定する。

対象期間：令和5年度から令和8年度まで

| 児童相談所 | 令和4年度実績 | 目標 | 増員数 |
|-------|----------|---------------------------------|------------------------|
| 児童福祉司 | 5,780人程度 | → 6,850人程度 (令和6年度) | 令和5・6年度で + 1,060人程度 |
| 児童心理司 | 2,350人程度 | → 3,300人程度 (令和8年度) | 令和5～8年度で + 950人程度 |

(注) 令和4年改正児童福祉法によるこども家庭センターについて、令和6年度の発足に向け、必要な体制等について検討を行うとともに、令和5年内に設置目標を定める。

※ 令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度までの導入を含め、「児童虐待防止対策の更なる推進について」等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する。

<出典：こども家庭庁HP「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランについて」>